

薬局等構造設備規則（医療機器の販売業及び貸与業の営業所の構造設備）

1	採光、照明及び換気が適切であり、かつ、清潔であること。
2	常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。
3	取扱品目を衛生的に、かつ、安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。

高度管理医療機器プログラムを電気回線を通じて提供するのみの営業所を除く。